

有害鳥獣捕獲実施の

お知らせ

有害鳥獣による農林産物などの被害防止のため、明日香村有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、（一社）奈良県猟友会明日香支部による捕獲を実施しています。

【曜日】原則、火・木・土

捕獲方法	捕獲地区 設置箇所	捕獲鳥獣名
銃器 (第1種銃器：散弾銃・ライフル銃・空気銃)	村内全域 (住宅地周辺を除く)	イノシシ・シカ・タヌキ・ドバト・キジバト・カラス・イタチ・ハクビシン
捕獲檻・くくりわな (わな猟)	村内全域 (被害地に設置)	イノシシ・シカ・アライグマ・イタチ・ハクビシン・ヌートリア・サル

近年の捕獲状況

年度	捕獲数 (単位：頭)		
	イノシシ	シカ	アライグマ
令和元年度	59	71	8
令和2年度	114	85	18
令和3年度	69	110	12
令和4年度	107	106	5
令和5年度	106	108	2
令和6年度	150	119	4

明日香産業課
☎ 54-9020

【問い合わせ】

農地での獣害被害が発生した場合、総代を通じて明日香産業課までご相談ください。
※捕獲には土地所有者の同意など、各大字・猟友会・村で調整が必要です。

捕獲檻、くくりわなをしかけている危険箇所には近づかないでください。



▲設置する看板

早朝駆除に

ご注意ください

村内一部地域において銃による早朝駆除を行います。付近にお住まいの方は、安全のために実施中は歩かれないようお願いします。

【実施地区】

・阪田大字
5月10日（土）、17日（土）、24日（土）

・栗原大字
5月31日（土）

※当日の状況で実施を中止する場合があります。

※該当大字の方には、別途詳細をお知らせします。

【時間】

日の出後1時間程度

【問い合わせ】

明日香産業課
☎ 54-9020



電気柵・ワイヤーメッシュの購入を支援します

個々の農業者に対して、以下の支援を実施します。
※必ず購入前に申請（相談）が必要です。

【補助率】

購入費の1/4（設置費用を除く。）

※上限額20万円

【補助対象】

次の全ての条件を満たすこと

① 村内に存する1,000㎡以上の農地（田・畑・果樹園）

② 自己所有地もしくは農業委員会の許可を得て貸借している農地等

③ 今後5年以上、農地の維持管理に取り組む意欲があること

④ 過去に本事業を活用していない農地への設置であること

※販売用に生産していない農地についても認めるものとします。

【申請期間】

令和8年2月27日（金）まで

【申し込み・問い合わせ】

明日香産業課
☎ 54-9020

買い物をお手伝いします

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

買い物へかけてみませんか？

【対象者】

70歳以上または障がい者の方

【内容】

・あすかデマンド乗合交通の登録、予約

・自宅から停留所までの付き添い

・買い物中の見守り

・自宅への商品の運搬補助

・その他、相談により対応

【日程・行き先】

①5月1日（木）スーパーエバグ

リン飛鳥店

②5月15日（木）スーパーエバグ

リン飛鳥店

③5月30日（金）キリン堂高取店

いずれも13時30分～15時30分

※買い物時間は1時間程度

【利用料】500円

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉協議会

☎54-2740

優良運転者表彰のご案内

優良運転者を推薦し、選考のうえで表彰を行います。

表彰名	申請条件
近畿交通栄誉章	①緑十字銅章を受けて5年以上経過していること。 ②過去10年間無違反。 ③過去20年間無事故。 ④過去10年間罰金以上の刑事罰のないこと。
緑十字銅章	①「ベスト・ドライバー顕彰」を受けていること。 ②過去5年間無違反。 ③過去10年間無事故。 ④過去5年間罰金以上の刑事罰のないこと。
ベスト・ドライバー顕彰	①上級顕彰を受けて1年以上経過していること。 ②過去10年間無事故・無違反。 ③運転免許の効力の停止処分を受けたことがないこと。

【表彰推薦基準】

・橿原警察署管内に住所を有する

運転免許保有者であること

・自動車および二輪車の運転を継続して行っていること

・上記条件に該当すること

※申請受付は橿原警察署で行いますので、詳細は左記にお問い合わせください。

【問い合わせ】

・橿原警察署

☎23-0110

・奈良県交通安全協会橿原支部協会（橿原警察署内）

☎47-2756

地震ブレイカーで備える

地震に関する火災として過半数を占める電気火災は、地震ブレイカーの設置で防ぐことができます。地震ブレイカーは、震度5強以上の地震を検知した際に自動的にブレイカーを落とし、電気の供給を遮断させます。地震に備えるため、設置をご検討ください。

【問い合わせ】

高市消防署予防課 予防係

☎52-4499

養護学校からのお知らせ

■県立明日香養護学校

肢体不自由のある幼児児童生徒、病弱教育対象生徒と保護者や担任を対象に、教育相談や見学会、体験学習を行います。



▲詳しくはこちら

【問い合わせ】

明日香養護学校 教育支援部
☎54-3380

■県立大淀養護学校

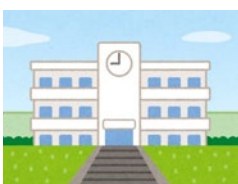
知的障がいのあるお子様と保護者などを対象に、教育相談や説明会、体験学習を行います。



▲詳しくはこちら

【問い合わせ】

大淀養護学校
☎0747-5217655



資格取得を応援します！

出産や育児のために離職した方、非正規雇用の方の正規雇用への転換を支援するため、就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する経費の一部を助成します。

【助成を受けることができる方】

- ・明日香村に住所がある方
- ・大学等の学生でない方
- ・対象の教育訓練を修了した方
- ・村税等を滞納していない方

【助成金の対象となる資格等】

厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

【助成金の金額】

- ・教育訓練給付金を受けていない自己負担額に2分の1を乗じて得た金額
- ・上限：10万円

※詳しくはHPをご覧ください。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282



第12回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等の受給者がいない場合に、額面27万5千円、5年償還の記名国債が支給されます。対象は次の順番で上位のご遺族一人です。

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の死亡当時に生計関係を有していた、戦没者等と氏を同じくする父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④ 前記③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ⑤ 前記①～④以外で、戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた三親等内の親族

【請求期限】

令和10年3月31日まで

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282

奈良県立万葉文化館
からのお知らせ

〈展覧会〉

■ 特別展 花と緑に魅せられて

― 佐藤美術館コレクションより ―

【会期】 5月6日（火・休）まで

【観覧料】

一般 1000円、高校・大学生

500円、小・中学生300円

■ 館蔵品展「柿本人麻呂―万葉歌人から歌聖へ―」

【会期】

5月10日（土）～6月29日（日）

柿本人麻呂が読んだ歌をモチーフに描かれた「万葉日本画」などの

絵画を中心に、『万葉集』の写本

や注釈書などを展示。人麻呂が後

世に与えた影響をたどります。

【観覧料】

一般 600円、高校・大学生

500円、小・中学生300円

※国内の小・中・高校生および18

歳未満は無料。（特別展・館蔵

品展ともに適用）

※国内の65歳以上の方は平日無料、

土日祝は一般料金になります。

（館蔵品展のみ）

● ギャラリートーク

（要観覧券・申込不要）

【日時】 5月11日（日） 14時～

5月21日（水） 15時40分～

【講師】 当館学芸員

【会場】 日本画展示室

〈講座〉

■ 万葉集をよむ（無料）

「秋の雑歌（そと）」（巻8・151

8～1529番歌）

【日時】 5月21日（水）

14時～15時30分

【講師】 中本和（当館主任研究員）

【定員】 150名（予定）

会場参加は事前申込不要

オンライン視聴のみ要事前申込

〈イベント〉 5月8日（日）まで

「にぎわいフェスタ万葉春」

「富本銭をつくろう」「コンサー

ト」「絵双六をつくろう」などイ

ベントが盛りだくさん！

キッチンカーもやってくるよ！

【問い合わせ】

奈良県立万葉文化館

☎ 54-1850

【休館日】

月曜日（祝日の場合は翌平日）

【開館時間】

10時～17時30分（最終入館17時）



▲万葉文化館HP

固定資産税 課税明細書 の内容をご確認ください

【土地 地目変更について】

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対し、その土地の利用状況によって地目を認定し課税されます。地方税法第38条第1項により告示された固定資産評価基準等によって、地目別に定められた評価方法で評価を行います。地目は田・畑・宅地・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野ならびに雑種地等があります。

また、登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合には、**登記簿上の地目にかかわらず利用状況により課税地目を決定して評価します**。課税地目は、納税通知書に同封されている課税明細書の現況地目覧で確認してください。課税地目と異なる利用状況に変更された場合は申し出てください。

【家屋 滅失について】

家屋の固定資産税も毎年1月1日現在の所有者に課税されます。土地と同様に納税通知書に同封さ

れている課税明細書で課税されている家屋を確認できます。取り壊しをされた場合は速やかに申し出てください。また、登記済家屋(家屋番号があるもの)の場合は法務局で滅失登記の申請をしてください。

※納税通知書は、5月中旬に発送予定です。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-2282

火葬料金の一部を 補助します

火葬場が設置されている市町村の住民との火葬料金の格差を軽減するため、火葬料金の一部を補助します。

【補助対象となる要件】

以下すべてに該当する場合対象となります。

- ・明日香村に住所がある方(住民登録をされている方)の火葬
- ・村税などを滞納していない方による申請

※令和7年4月1日以降の火葬が

対象となります。

【補助金額】

申請者が支払った火葬料金から、火葬が行われた市町村の住民が負担すべき火葬料を差引いた額の2分の1(上限5万円)

【必要書類等】

火葬許可証の写し、火葬料の領収書写し、印鑑

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-2282

マイナンバーカードの出張 申請(自宅訪問)サービス

「高齢の方や、身体が不自由な方、小さいお子さんがいらっしゃる方など、マイナンバー申請のための来庁が難しい方に向けて、ご自宅への出張申請サービスを行っています。できあがったカードはご自宅に郵送します。

【申し込み・問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-2282



▲村 HP

戸籍に氏名のフリガナが 記載されます

法改正により、令和8年5月から戸籍の氏名にフリガナが記載されます。令和7年5月26日(月)以降、**本籍地の市区町村から**、記載予定のフリガナをハガキで通知します。通知書が届きましたら、記載された氏や名のフリガナを必ずご確認ください。特に、「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字が大文字になっている可能性があります。

明日香村では7月中旬～8月頃に通知書発送を予定しています。

●フリガナが正しい場合

届出は不要です。

●フリガナに誤りがある場合

令和8年5月25日(月)までに届出をしてください。届出の方法はマイナポータルまたは本籍地の窓口への郵送です。詳しくは法務省HPをご覧ください。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-2282



▲法務省 HP

消費生活相談から

《事例》

旅行予約サイト申込前によく確認！

国内の旅行予約サイトで3週間後に出発の3泊4日の国内旅行ツアーを大人3人分申し込んだ。

前日に「1人あたり4万円」という広告を見てブックマークしておき、翌日、その広告サイトから条件を入力し、各項目に入れて申込を完了した。

その後、落ち着いて旅行代金を確認すると「1人6万円」に変わっていた。すぐにキャンセルしたが、キャンセル料1万2千円を請求された。

申込前に確認画面も表示され

ていたが、よく確認せずボタンを押してしまった。すぐにキャンセルしたのだから何とかならないか。

(70歳代)

《アドバイス》

●旅行サイトで予約する場合は、対面で詳しく説明を受けることができません。消費者自身が申込完了前に契約条件や予約内容を十分に確認したうえで契約する必要があるります。

●解約や内容変更等に関する条件は、原則契約内容にしばらくあります。申込完了直後に入力ミス等に気づいても、無条件で解約・変更ができるわけではありません。旅行日程等の予約内容が正確に入力されて

いるかよく確認しましょう。

●予約内容が確認できる画面や契約後に送付される予約確認メール等は、旅行が終わるまで保管しましょう。

●消費生活相談

お店や通販の商品に納得できない、不本意な契約、訪問販売や電話勧誘など消費生活に関する困りごとはご相談ください。フリーング・オフのお手伝いも可能です。※個人間のトラブルに関する相談、事業者等団体からの相談は不可

【相談日時】

毎週火曜日 13時～16時

(祝日および年末年始を除く。)

【場所】明日香村役場 相談室中

【問い合わせ】

明日香村消費生活相談窓口

☎5412282

※くらし窓口課直通の電話番号です。「消費生活相談」をご希望であることをお伝えください。

※相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ

☎188

奈良県消費生活センター等につながります。

5月のし尿くみ取り

原則として月1回(一部2か月に1回)行っています。

【日時】

5月2日(金)・7日(水)午前中

(時間指定不可・くみ取りと集金は別日になります。)

詳細の確認や臨時くみ取りを希望の方は、新晃株式会社(☎0744-2215258)までお問い合わせください。

盛土規制法に基づく規制を開始します

奈良県では、令和7年5月7日から、盛土規制法に基づく規制を開始します。規制開始後は、規制区域内において一定規模以上の盛土等をする場合に許可や届出が必要になります。

【問い合わせ】

奈良県建築安全課

☎0742-2717546



▲詳細はこちら

～ 一票の力がつくる みんなの暮らし ～

明日香村議会議員選挙

投票日 6月1日（日） 7時～20時
みんなそろって投票しましょう

投票できる方（選挙資格）

【年齢要件】 平成19年6月2日以前（6月2日含む。）に生まれた方

【住所要件】 令和7年5月26日現在で明日香村に住所があり、3ヶ月以上（令和7年2月26日以前から）引き続き明日香村に住民登録をしている方

投票場所

投票所は、「投票所入場整理券」に記載しています。

投票所入場整理券

※5月27日（火）に発送予定です。

「投票所入場整理券」を忘れずにご持参ください。

（万一、届かない場合や紛失された場合でも、投票所係員に申し出ていただければ投票できます。）

期日前投票

投票日に、仕事・病気・旅行などのため投票所に行くことができない方は、あらかじめ期日前投票をすることができます。（投票所入場整理券が届いてなくても投票できます。）

【期間】 5月28日（水）～5月31日（土）

【時間】 8時30分～20時

【場所】 明日香村役場交流棟

不在者投票

投票日当日、次のような理由で投票に行けない方は、不在者投票ができます。

- 病院等の指定施設で行う投票
- 他市町村での不在者投票（事前手続きが必要）
- 郵便等による投票（身体に重度の障がいがあり投票所に出向いて投票できない方のために、郵便等により不在者投票をする制度です。）この場合、郵便投票証明書の交付などの事前手続きが必要です。期限の切れている方は更新してください。

開票

即日開票で、6月1日（日）21時から、明日香村中央公民館で行われます。

問い合わせ

明日香村選挙管理委員会事務局（総務財政課内） ☎54-2001

●立候補予定者説明会 5月8日（木）

【受付】 9時30分～

【開始】 10時～

【場所】 明日香村役場2階研修室